

淵田康之著  
『キャッシュフリー経済』  
(日本経済新聞出版社、2017年6月)

佐藤一郎

卒業論文のテーマに電子マネーを選ぶ学生は少なくない。また、最近ではビットコインをはじめとする仮想通貨や、FinTechについての報道や書籍を目にすることも多い。このように、「現金を代替するもの」に対する人々の関心は、大いに高まっている。ただ、電子マネーや仮想通貨についての断片的な情報は世の中にあり溢れているものの、学問的な裏付けのしっかりした骨太の論考に接することは、そう簡単ではない。大学で金融を教える教員としてのこうしたジレンマに対応できる書籍が、ようやく見つかった。それが本書である。

著者は長年に亘って、野村証券関連グループで金融研究に携わっており、内外の金融事情に通曉している。また金融審議会委員を務めるなど、金融行政の枠組みや制度論にも造詣が深い。

本書の内容は極めて広範囲に亘っているので、本稿の限られたスペースでその全てを紹介することは困難である。そこで、あくまでも筆者（私）の理解に役立った点を、以下、いくつか挙げていきたい。

まず、脱現金（キャッシュフリー）が今、国際的に求められている理由についての著者の説明は明快である。最大の理由はマネー・ロンダリング対策である。とりわけ高額紙幣にはその危険が高く、例えば英国における500ユーロ札（1ユーロが120円として約6万円）の90%が、犯罪者によって保有されていたという。このような世界的状況の中で、わが国の2015年末の硬貨・紙幣流通残高の対名目GDP比は約20%で、英国（約3%）、米国（約8%）などと比べて突出して高い。最近20年ほどの推移を見ても、英国や米国がほぼ横這いであるのに対し、日本は倍増している（いずれも本書のP.124の図表による）。闇勢力の温床とならないためにも、わが国がキャッシュフリーへの取組みを急ぐ必要があることは自明であろう。

金融政策においても、現金のデジタル化によって新たな対応が可能になることが示されている。金融政策の波及経路（トランスミッション・メカニズム）の変化である。現金のデジタル化によって、中央銀行は従来の銀行を介した間接的な形ではなく、直接、個人や企業に対して金融政策を講じることが可能になる。これまでは、個人が保有している銀行券の価値を中央銀行が直接的に変化させることは不可能であったが、デジタル化によってそれが可能になる。例えば、マイナス金利を課すことさえ可能になる。もし現金を退蔵しても、その価値が名目でも実質でも減

少することが明らかであれば、誰もが消費や投資を真剣に考えるであろうとの著者の意見には説得力がある。

また FinTech についても、著者の視点は興味深い。Fintech がファイナンス (Finance) とテクノロジー (Technology) を合成した造語であることくらいはわかっているが、それが世の中で具体的にどのような働きをするものであるかを、正確に理解している人は少ないだろう。従来から「金融テクノロジー」という概念はあったが、これは主として、既存の金融機関が活用するテクノロジーを意味することが多かった。これに対し FinTech は、テクノロジーを活用して既存の金融界の秩序に対峙し、これを破壊しかねない存在と位置付けられると著者は整理している。にもかかわらずわが国では、FinTech の議論において「銀行が FinTech をいかに活用するか」という、銀行を主体とした議論が先行しがちであることが、わが国の特殊性を示すものだとする著者の主張には新鮮なものを感じる。「FinTech を踏まえた時、今後のわが国の金融システムはどうあるべきなのか」という課題こそがもっと議論されるべきだという著者の見解は正当であろう。

政策としての国の関わりについても、著者の主張は明確である。キャッシュフリー化について、それが果たして「官として推進すべき政策なのか、民のイニシアチブに任せるべきではないのか」という点である。まず、途上国か先進国かを問わず、多くの国が国策として強力に推進しており、また現金通貨のあり方に関わるという点からも、通貨主権を持つ国としての関与は当然であること。さらに、キャッシュフリー決済を可能とする電子決済システムは、ネットワークの経済性や規模の経済性と関わる分野であり、市場の失敗がつきものであることなどから、競争政策を含む公共政策の関与が不可欠であると結論づけている。ただし、具体的なサービスのあり方までを、官がトップダウンで構想するのは本来の姿でなく、この点は民間の活力に任せるべきであるとする。つまり、進みつつあるプロセスをより秩序だった姿とし、また不要な障壁を取り除いていくことこそが公共政策として意義があるという著者の主張は、まさに妥当である。

プリペイド式電子マネーを公的給付に活用している諸外国 (米国やインド等) の例も興味深い。わが国では、多くの給付が既に銀行口座経由で行われているため、小切手支給に伴うコストや交換手数料の削減という米国の事例や、そもそも銀行口座を保有することができない国民が多数存在するインドと同様の効果を期待することはできないかもしれないが、少なくとも銀行口座を持たない外国人労働者への給料の支払いに資するという意見があることには同意できる。このような声に対して、労働基準法の規制を盾にこれを認めようとしないう厚生労働省の対応がいかに本末転倒なものであるかは、多くの読者が共感するのではないかと推察される。規制があるから認められないと処理するのは、規制改革のための仕組みとは言えないという著者の主張は小気味よい。

諸外国の事例の詳細な紹介も多く、資料としての価値も高い。コンパクトに全体像をつかみたい読者には、やや煩雑な印象を与えるかもしれないが、カバーする網羅性と専門性こそが類書にない本書の優れた点でもあるので、まずは我慢をして通読してみることをお勧めしたい。

(終)